

## 契約条項 P-4908\_210118

### PCハードディスクデータ消去役務代行サービス

甲は、注文書記載の「PC ハードディスクデータ消去役務代行サービス」（以下本サービスという）を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

- (1) 乙は、甲が使用権を有するデータ消去ソフトウェア（以下消去ソフトウェアという）を使用し、甲が使用する PC のハードディスクに格納されたデータ消去作業を、甲に代わって実施します。
- (2) 甲は、消去ソフトウェアを乙の技術者が使用することを承諾するものとします。
- (3) 第 1 号のデータ消去作業は消去ソフトウェア所定の手順に従い実施するものとし、乙はデータ消去の結果を保証するものではありません。
- (4) 乙は本サービス完了後、直ちに甲に通知し、甲は本サービスが完了したことを確認のうえ、直ちに終了確認証を乙に発行します。
- (5) 乙が本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して当該作業料金を支払うものとします。
- (6) 本サービスには、ハードディスクの取り外しは含まないものとします。

以上